

八街市告示第 3 2 2 号

令和 7 年度決算に係る財政健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、
令和 7 年度決算に係る健全化判断比率を下記のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

八街市長 北 村 新 司

記

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	7 . 3	5 2 . 8

(注)実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため「—」で
表示する。